

佐賀県からの意見

テレビジョン放送は、佐賀県民のみならず全国の国民共通なことであるが、身近な生活情報や緊急・防災情報などの地域情報の最も重要な入手媒体であり、地上デジタル放送ではデータ放送も行われ、より一層重要なものである。

他方、全国のほとんどの国民が多チャンネルの地域放送を享受されている現状にあつて、佐賀県民は民間放送局が1局しかないことや地形による電波事情、放送普及の歴史的経緯等から、隣県の福岡、長崎、熊本の放送(以下、「隣県放送」という。)を古くから通常のテレビアンテナやケーブルテレビ、テレビ共聴施設によって視聴しており、県外放送との認識はなく、身近な地域の放送として視聴している。こうした事情等を考慮され、福岡県の地上デジタル放送についてケーブルテレビなどの区域外再送信同意が得られているところである。

このため、佐賀県の実情を踏まえ、国及び放送事業者の責任において、現に視聴されている隣県のアナログ放送のデジタル化に当たってもこれまで同様に視聴できるよう、視聴環境の整備促進を図るとともに「衛星によるセーフティネット」の実施に当たっては、次の点について特段の配慮をしていただきたい。

1 隣県放送の県内受信状況調査の実施について

昨年9月に地域放送の市町村別ロードマップが公表されたが、これは地域放送についてであつて、佐賀県民が現に視聴している隣県放送については明らかではない。

したがって、地上デジタル放送による県民の視聴環境への影響が不明なことから、隣県放送についても、国の責任において、現在のアナログ放送の正確な視聴実態調査を行うとともに地上デジタル放送のロードマップを作成すべきである。

2 「衛星によるセーフティネット」によって視聴できる放送について

地上デジタル放送への移行によって県民が不利益を被ることのないよう、アナログ放送と同様の受信環境を確保する必要があり、デジタル化により隣県放送が視聴不可能となる地域に対しては、アナログ放送で現に視聴している隣県放送系列局の放送も視聴できるようにすべきである。